

アレルギー疾患医療の人材育成に係る助成基準について（申し合わせ）

令和7年7月18日 総合アレルギーセンター会議承認

- 1 選定にあたっては、センター長、副センター長、センター員の中からセンター長の指名により選出された者により構成した選定会で決定する。
- 2 アレルギー疾患診療に係る資格取得に係る研修会等参加費、資格認定試験検定料、受験料等を助成対象とする。参加に係る旅費（交通費、日当、宿泊費等）は助成対象外とする。学会会員費等については資格試験の応募要件に含まれている場合は助成対象とする（資格取得後は対象外）。
- 3 応募申請は、当該年度1人1件とする。
- 4 応募申請時に日程等が未定であっても、開催予定があれば申請可とする。
- 5 人材の育成にあたっては、学会等における認定制度を活用する。
【想定している助成対象】
 - ・小児アレルギーエデュケーター（P A E）資格取得に係る研修会の参加費等
 - ・アレルギー疾患療養指導士（C A I）資格取得に係る研修会の参加費等
 - ・アレルギー専門医に係る総合アレルギー講習会の参加費その他のアレルギー診療に関連する資格取得の応募があった場合も選定会に諮ることとする。
- 6 選考は、以下の（１）～（３）を順に適用する。
 - （１）応募者は、徳島県内の医療機関に従事する者とする。
 - （２）過去に本事業に採択されていない者を優先する。
 - （３）採択にあたっては、概ね10年から15年までの経験年数の若手医療職を優先することとし、経験職歴数を選考の基準とする。
- 7 採択された者は、研修会等受講後は必要書類の提出を速やかに行うこと。年度をまたいで提出となった場合は、採択された場合であっても助成できません。
- 8 資格試験に合格した際は、資格証明書等の写しを提出すること。また、資格取得後は、徳島県やセンターが主催する県民への啓発活動等に積極的に参加することが望ましい。